

概要版

静岡市子ども・若者育成プラン

～人とのつながりを大切にし、
夢に向かって生きる子ども・若者を育む～



静岡市

計画策定の趣旨

策定の背景と目的

次代を担う子ども・若者が将来に夢と希望を持って、主体的な考えと創造性を兼ね備えた人間として健やかに成長し、活動していくことができる社会を築くことは、社会を構成するすべての組織及び個人の使命です。

しかしながら、少子化、核家族化、情報化など社会環境の大きな変化の中、家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、子ども・若者による犯罪や非行、不登校、いじめなども深刻な問題となっています。また、ニート、ひきこもり、不登校など困難を抱える子ども・若者への対応も求められています。

こうした背景の中、平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークづくりを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

同法では、(1)対象とする年齢が0歳～30歳未満(施策によっては40歳未満)であること、(2)子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになることが求められていること、(3)困難を抱える子ども・若者に状況に応じたきめ細やかな対応が必要であることなどが新たにうたわれています。

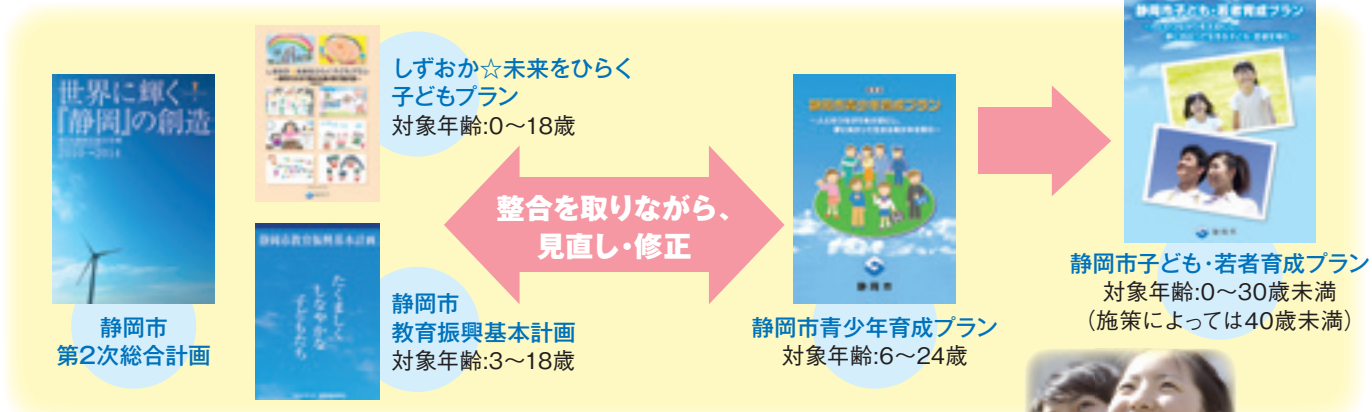
本市においては、すでに平成19年4月、「静岡市青少年育成プラン(対象:6歳～24歳)」を策定し、本市の基本的な方向を明確にするとともに、具体的な施策を体系的かつ総合的に実施し、青少年が夢と希望を語る事ができる地域社会づくりに努めてきています。

そこで、同プランの基本理念や基本目標等を引継ぎながら、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づいて、計画の見直しを図り、「静岡市子ども・若者育成プラン」を策定します。

計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づく市町村子ども・若者計画です。

また、「静岡市総合計画」で示された基本的方向性を受け、次代を担う人材の育成と環境の整備を推進するための計画として位置付けているものです。さらに、「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」、「静岡市健康福祉基本計画」、「静岡市教育振興基本計画」など、本市における他の計画との整合を図り、相互に連携して計画を推進していきます。



計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

計画の対象

「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づき、対象年齢を0歳から30歳未満(施策によっては40歳未満)とします。



計画の目指す姿

基本理念

人とのつながりを大切にし、夢に向かって生きる子ども・若者を育む

子ども・若者の時期は、社会的に自立した大人に移行するための重要な時期であり、その過ごし方について周囲の大人が積極的に関わっていく必要があります。社会を構成する一員として、子ども・若者の果たす役割は大きく、未来へつなぐ貴重な存在です。

平成18年度静岡市青少年実態調査結果では、規範意識や自己有用感、自己評価と、家族など他者との関係のあり方が相互に影響していることがわかりました。また、夢や目標に向けて努力することと他者との関係のあり方が相互に影響していることもわかりました。

本計画では、人との絆を深め、自分なりの夢や目標を持ち、それに向かって自己を高め、希望あふれる子ども・若者を、理想の子ども・若者像としてとらえ、『人とのつながりを大切にし、夢に向かって生きる子ども・若者を育む』を基本理念とします。

基本目標

1 自ら考え、自ら行動する次代を担う人づくり

子ども・若者は、様々な体験を通して、自ら考え、目標を見つけ、夢に向かって行動していきます。そして、体験を積み重ねていく過程で、困難を乗り越えるたくましさや達成することの喜びなどを得て、目標を実現する自信を強めていきます。また、他者との関わりやつながりを深めることを学び、人を思いやる気持ちや支え合う心を身につけます。

しかし、近年、子ども・若者が様々な活動を経験することが少なくなっており、他者との関係を築くことができず、社会活動に積極的に参加しない子ども・若者がみられます。

そこで、幅広い体験を通し、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、より大きな夢や目標を実現することができる自立した子ども・若者の育成を図ります。

2 子ども・若者を支える社会環境づくり

子ども・若者自身の力を伸ばす中で、家族や地域など子ども・若者が身近で接する人や団体の果たす役割は大きなものがあります。しかし近年、子育てに悩みを抱える家庭や、地域の連帯感が薄れるといった現状が見られます。

そこで、子ども・若者を支える周囲の人や団体が、本来の役割を果たせるよう、支援していきます。

また、雇用形態の変化や経済格差の拡大など社会環境の複雑化は、子ども・若者の人格形成に影響を与え、このことが原因と考えられる非行や複合的な要因から生じる社会生活を円滑に営む上での困難が発生しています。さらに、子ども・若者を狙った犯罪が次々と報道される中で、市民の安全に対する不安が広がっています。

これらに応えるため、子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備や困難の状況に応じた支援体制とともに、安心して暮らせる安全な地域社会づくりを推進していきます。

3 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働の仕組みづくり

子ども・若者の育成は、一個人や一組織の力だけでは十分な成果は上げられません。子ども・若者は次代を担う貴重な人材であり、子ども・若者の育成は静岡市の将来に関わる重要な課題であることは言うまでもありません。

このような観点から、家庭・学校・地域・NPO等団体・事業者・行政など、子ども・若者を支える人や団体の連携を図るとともに、それぞれの分野で培った長所を活かし、相互に協力・補完しあい、協働する仕組みづくりを進めていきます。



施策の展開

基本理念を実現するために8つの施策の柱を設けました。
これらの施策の推進により基本目標の達成を目指します。

施策の柱

1 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供

子ども・若者の目的意識の醸成や他者とのコミュニケーション能力の向上などを目指し、希望あふれる、たくましい子ども・若者を育むため、成長段階に応じてスポーツ、社会体験、生活体験、集団体験活動や自然・文化・歴史に触れる体験など様々な体験や学習機会の提供を図ります。

2 居場所づくりと社会参加の推進

安心して活動できる環境や学び・体験・交流の活動拠点づくり及び指導者養成など活動の仕組みづくりを推進するとともに、子ども・若者の主体的活動を支援し、社会参加の推進を図ります。

3 学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり

地域ぐるみの子ども・若者の育成を推進するため、地域住民の参加意識の高揚、健全育成活動の充実、学校・家庭・地域の連携による家庭への支援や学校教育における地域の人材活用などを図り、つながりあう活力ある社会を目指します。

4 非行防止と安全対策の推進

非行の防止、環境の浄化、氾濫する情報や犯罪から子ども・若者を守るため、子ども・若者に対する啓発とともに、市民・事業者への啓発、地域ぐるみの活動を通し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

5 ニーズに応じた相談体制の総合的整備

子ども・若者の自立を目指し、子ども・若者・家族・育成に携わる人を支援するため、ニーズに応じた相談体制の整備、相談員の養成、相談機関の連携を図り、総合的・専門的相談に対応する環境を整備し、相談活動の充実を図ります。

6 市民参画の推進とネットワークの強化

市民・団体・事業者・行政それぞれが役割を果たし、また、その連携・協働の仕組みづくりを推進することで、次代を担う健やかな子ども・若者を育む社会を目指します。

7 たくましく しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進 **NEW**

変化の激しい時代を、たくましくそしてしなやかに生きぬくとともに、社会を能動的に形成する者となるため、学ぶ意欲、学力、豊かな心と健やかな体を兼ね持つ「知・徳・体」のバランスのとれた子ども・若者を育成する、プログラムを推進していきます。

8 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援 **NEW**

ニート、ひきこもり、不登校、障害など困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するとともに、複合的な要因から生じる問題の解決を図るため、支援地域協議会を中心とするネットワークづくりを進めていきます。

基本施策

施策の柱に基づき基本施策を実施します。

施策の柱1 成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供

- ①命の大切さと思いやりを学ぶ体験活動を充実する
- ②心身を鍛え、視野を広げるスポーツ・社会体験活動や学習の機会の提供を推進する
- ③規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる集団体験活動を推進する
- ④ふるさとの自然・文化・歴史に触れ、豊かな感性を持った静岡っ子を育成する



施策の柱2 居場所づくりと社会参加の推進

- ①子ども・若者の仲間づくりと活動の場を提供する
- ②困難を抱える子ども・若者を支援し、自立を促す場を提供する⇒施策の柱8 基本施策①～④へ拡充
- ③子ども・若者の主体性を伸ばし、子ども・若者リーダーを養成する
- ④子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する

施策の柱3 学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり

- ①子ども・若者の成長に応じた家庭への支援の充実と家族関係の強化を図る
- ②学校等の教育における地域の人材活用を促進する
- ③子育て支援活動や健全育成活動を地域ぐるみで推進する
- ④地域を支える人材を育成し、地域の力を強化する



施策の柱4 非行防止と安全対策の推進

- ①子ども・若者を取り巻く環境の浄化に努める
- ②子ども・若者の非行、問題行動の防止に取り組む
- ③情報化社会におけるモラルの向上と安全利用の推進を図る
- ④子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する



施策の柱5 ニーズに応じた相談体制の総合的整備

- ①身近なところで、気軽に相談できる環境を整備する
- ②個々の課題に応じた専門的相談に対応するための体制を充実する
- ③相談機関の連携強化と将来を見通した一体的な相談体制の整備を図る⇒施策の柱8 基本施策④へ
- ④相談に携わる人材の育成を充実する

施策の柱6 市民参画の推進とネットワークの強化

- ①市民・行政が協働して子ども・若者の育成に取り組む
- ②関係機関・NPO等団体のネットワークの強化と形成を促進する
- ③子ども・若者の育成に関する情報を集約、発信し、市民意識の高揚を図る
- ④子ども・若者育成を効果的に推進するための組織の拡充を図る



施策の柱7 たくましく しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進

NEW

- ①確かな学力の育成とともに、生涯学習への意識を高める
- ②多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛などの豊かな人間性の育成に取り組む
- ③生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるよう、健やかな体の育成に取り組む
- ④一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、個に対応した教育の支援に取り組む

施策の柱8 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

NEW

- ①ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者を支援する
- ②障害のある子ども・若者を社会全体で支援する体制を充実する
- ③子ども・若者の虐待防止等困難を抱える家庭を支援する
- ④複合的な要因から生じる問題の解決を支援するために「子ども・若者支援地域協議会」を運営する



計画の推進

推進体制

■静岡市青少年育成推進委員会

子ども・若者関連事業実施部局の職員を委員とする「静岡市青少年育成推進委員会」において、各種施策・事業の実施状況の把握や部局間相互の調整を行い、子ども・若者施策の総合的な取り組みを推進していきます。

■静岡市青少年問題協議会等との連携

学識経験者、関係機関や団体の代表者などで構成する「静岡市青少年問題協議会」の意見等を施策に反映するよう努めます。

また、この協議会に本計画の進捗状況を定期的に報告し、意見等を聴取することで推進上の課題を検証するとともに、各機関・団体の連携による施策の推進を図ります。

■市民との連携・協働による計画の推進

基本目標の一つである「子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のしくみづくり」の実現に向けて、広報紙やホームページなどを活用して、各種施策・事業の実施状況などを広く市民に公開するとともに、啓発活動を通じて、市民一人ひとりの子ども・若者の育成に対する意識の向上を目指します。

また、市民・各種団体・NPO・事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携することで、活動の促進を図ります。



進行管理

毎年、子ども・若者関連事業の実施状況の検証を行い、この結果を「静岡市青少年問題協議会」に報告することで、本計画における基本施策の進捗状況を客観的に検証するよう努めます。

また、実態調査を必要に応じて実施し、子ども・若者や保護者等の意識や行動を把握します。

これらの方法により、各種事業を通じた子ども・若者育成施策の効果を測るとともに、子ども・若者を取り巻く社会の変化などに応じた、より効果的な施策・事業を展開していくため、計画の見直しも行います。

子ども・若者に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐにあらわれるものでなく、長期的な視点に立つことが大切です。現在の事業を継続するとともに、社会情勢により変化する市民のニーズに応えるため、新たな事業を実施するなど多彩なメニューを提供していきます。

また、下記のとおり目標を設定し、目標実現に向けて努めていきます。

| 対象 | 指標 | 目標 |
|-----------------|----------------|----------------------------|
| 子ども・若者関連事業の進捗状況 | 関連事業の実施計画ごとの評価 | 全事業における評価「A(計画の8割以上実現)」の達成 |

子ども・若者関連事業の実施計画を毎年度、設定し、目標を確実に達成できるよう努めていきます。

静岡市子ども・若者育成プラン(概要版) 平成24年3月発行

静岡市保健福祉子ども局 子ども青少年部 青少年育成課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1698 FAX(054)221-9293

ホームページ <http://www.city.shizuoka.jp/deps/seishonen/index.html>